

動物の遺棄や虐待は 犯罪です！



犬や猫などの愛護動物を遺棄することは、動物の愛護及び管理に関する法律第44条大3項の規定により、罰金や懲罰を科せられる「犯罪」にあたります。

飼い主の責任には、動物を正しく飼い、愛情を持って接することだけでなく、最後まできちんと飼うことも含まれます。

飼えないからといって動物を捨てることは絶対にやめましょう。

【問い合わせや相談等】

群馬県動物愛護センター

電話：0270-75-1718

【犬の登録や猫の不妊又は去勢の補助金等】

市民部環境課環境保全係

電話：0278-23-2111（内線3072）

猫によるトラブルが増えています

地区の皆様へ

地区からのお願い

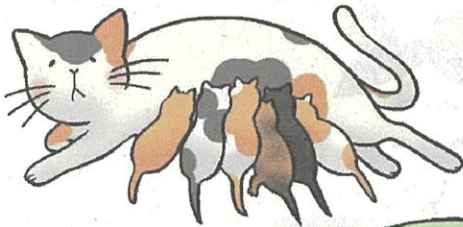
猫による被害が周辺住民から寄せられています。

「猫がゴミを荒らして困る」

「庭に猫がフンをして困る」

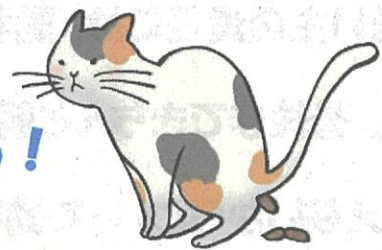
「猫にエサだけ与える人

がいて困る」



猫を外で飼っている人や野良猫にエサを与えている人へ

猫によるトラブルは
他人に迷惑をかけないように管理する！
飼うなら屋内飼育をしましょう！



- 人に迷惑をかけないようにルールを守りましょう
- 繁殖を望まないなら、オスには去勢をメスには不妊の手術を行う
- 猫1匹ずつの猫用トイレを設置し、トイレのしつけを行う
- 家の中で飼えるなら屋内飼育で迷惑防止
- 首輪や名札をつけて身元を明らかにする
- 飼えなくなっても絶対に捨てない



群馬県

○お問い合わせやご相談は動物愛護センター、助成金等はお近くの市町村窓口へ



動物愛護センター 保護管理係
電話 0270-75-1718